



第1章 総則	第1節 計画の策定方針		
	第2節 防災関連機関の役割と業務大綱		
	第3節 市の概況と災害環境		
	第4節 風水害の被害	第1 河川及び沼	風-2
		第2 風水害の危険性	風-3
		第3 被害等の想定	風-5
第2章 予防計画	第1節 災害に強い人と地域をつくる	第1 自助・共助の育成	風-8
		第2 自助・共助・公助の連携	
		第3 人材の育成・確保	
		第4 災害対応力の強化	風-8
		第5 治水対策	風-9
		第6 雪害対策	風-11
		第7 風害対策	風-12
	第2節 災害に強いまちをつくる	第1 耐震化・不燃化等	
		第2 情報通信体制の強化	
		第3 避難施設の整備	
	第3節 災害に強い体制を整える	第4 地盤被害の防止	
		第1 消防・救急体制	
		第2 医療・救護体制	
		第3 物資供給・給水体制	
第4 要配慮者支援体制		風-15	
第5 交通輸送体制			
第6 廃棄物処理体制			
第3章 応急対策計画	第1節 活動体制を整える	第7 帰宅困難者支援体制	風-16
		第1 基本的事項	風-20
	第2節 被害を最小限にいとめる	第2 活動体制	
		第1 情報収集・伝達	風-22
		第2 消防・救助	
		第3 医療・救護	
		第4 応援要請・市外被災地支援	
		第5 要配慮者支援	
		第6 避難対策	風-29
		第7 帰宅困難者支援	風-44
		第8 輸送支援	
		第9 物資供給・給水	
		第10 遺体対応・行方不明	
第11節 災害拡大防止対策	第11 災害拡大防止対策		
	第12 水防	風-45	
	第13 雪害対応	風-47	
第5節 被災者生活を支援する	第1 保健・環境衛生	風-49	

修正案では、
赤字 で、新しく挿入した記載を、
取り消し線付きの緑字 で、削除した記載を示しています。

第1章 総則

第4節 風水害の被害

第1 河川及び沼

柏市の災害に影響のある主な河川及び沼は、次のとおりである。

1 ~~(1)~~ 利根川

利根川は直轄河川として国が直接改修工事を行っているが、柏市の場合その中流部にあたり、治水利水とも重要な河川で、上流は野田市境より、下流は我孫子市境までの右岸堤防約 8.2km の延長にわたっている。

2 ~~(2)~~ 利根運河

利根運河は利根川と江戸川を結ぶ運河で、利根川から江戸川に向けて右岸を野田市、左岸を柏市、流山市を通り延長は約 8.0km（柏市にかかる箇所は約 3.7km）にわたっている。

3 ~~(3)~~ 手賀沼及び手賀川

手賀沼は利根川水系に属し、その周辺は 16.7km にわたり東に印西市、西に柏市、北に我孫子市、南に白井市と 4 市にわたっており、柏市が占める周長は、約 9.0 km になる。

手賀川は手賀沼（片山新田地先）から利根川（印西市六軒地先）に至る延長約 7.7 km（柏市にかかる箇所は約 4.3km）にわたっている。

4 ~~(4)~~ 大堀川

大堀川は源を柏市大青田新田地先の洪積台地に発し、途中、水田地帯を湿し、呼塚地先にて支川と合流して、根戸新田地先で手賀沼に至っている。流路の全延長は約 6.9km、流域面積は 3,097ha である。この大堀川は昭和 44 年 4 月に、一級河川に編入され、左岸は柏市高田字西前田から、右岸は柏市篠籠田字寺前から手賀沼合流点に至る 5.47km である。

~~(5)~~ 大津川

大津川は源を鎌ヶ谷市中部に発し、高柳地先から柏市に入り、手賀沼土地改良区内の水田地帯を通り、途中準用河川上大津川と合流して、戸張新田地先で手賀沼に至っている。流路の全延長は約 7.9km、流域面積 3,589ha で、大堀川と同じく昭和 40 年 4 月に一級河川に編入されている。高柳字上砂地先から手賀沼合流点に至る 7.1km である。

第2 風水害の危険性

利根川や下水道等の整備により、大きな浸水被害は減少している。しかし、一方で土地利用や都市化の進展により、出水の危険が増大する面もある。

柏市の市域にかかわる水害の危険性を概観すると、次のとおりである。

(1) 利根川

利根川は国の直轄河川であり、柏市船戸山高野地先から我孫子市青山地先に至る右岸堤防約 11.2km が水害の影響区間であるが、その内 ~~3~~18 箇所、延べ約 ~~02.4km~~1km が堤防危険重要度 A（水防上最も重要な区間）、~~45~~48 箇所、延べ約 ~~56.6km~~ が危険重要度 B（水防上重要な区間）となっている。この堤防の一部、我孫子市青山地先に越流堤があり、堤防の上端を上回る水位の時は越流させることにより一時、田中調節池に遊水させ、洪水の調整を図っている。したがって、冠水地区図（図 34）のとおり柏区間に 8.2km の囲繞堤と 10.0km の周囲堤があり、その中が調節池として使用されている。

—平時はこの調節池を農地として活用しているが近年、台風や集中豪雨等で利根川上流地域に大雨が降った際には、利根川が増水して越流堤を超えやすい現況であり、その都度農産物に被害が及んでいる。

(2) 利根運河

利根運河は、利根川と江戸川を結び延長約 8.0km の運河として 1890 年(明治 23 年)6 月に完成した。水運の要所として多くの船が行き交ったが、鉄道や車の発達により徐々に衰退、昭和 16 年 12 月の大洪水で水堰橋が破壊、利根河口が閉鎖される。昭和 50 年 6 月利根河口に 5 基の水中ポンプを設けて利根川からの利水を目的に導水を開始。平成 12 年 4 月北千葉導水路の完成により、ポンプ 3 基を撤去し、環境用水として導水が行われており、現在でも利根川の洪水を受け入れ受入れる分派河川として重要な役割を担っている。

利根運河の増水による被害は出ていないが、船戸山高野の利根河口から流山市境、大青田までの堤防約 4.5km の内、堤防高不足として ~~3~~箇所、延べ約 ~~1.4km~~ が堤防危険度 A、~~4~~55 箇所約 ~~0.9~~4.2km が危険重要度 B に指定されている。

(3) 手賀沼及び手賀川

手賀川は手賀沼（片山新田地先）から利根川（印西市六軒地先）に至る延長約 8.0 km の国の直轄河川であり、手賀沼の水を利根川に排水するための重要な河川となっている。市内においてはける重要な水防箇所としては、延べ約 0.08km の区間と 8 箇所の工作物が重要度 B は無~~く~~に指定されているほか、延べ約 4.9km の区間が要注意区間（過去の経験から注意を要する箇所）とされている。手賀沼の水を利根川に排水するための重要な河川となっている。

手賀沼は昭和 13 年と昭和 16 年の沼水位 YP+5.4m に達した時、柏市（当時柏町）も沼周辺の耕地は壊滅的な水害を被っているが、その後、昭和 31 年 11 月 16 日に農林省により、手賀川と利根川の合流部に 400KW のモーターと横軸斜流ポンプ 6 台が装備された手賀排水機場が印西市（当時木下町）に設置竣工され、更に昭和 42 年 2 月には、柏市（当時沼南町）片山地先の手賀沼から手賀川への流入箇所に利根川のローラーゲートの主水門 3 連と、舟通し門 2 門を装備した手賀沼調節水門が完成した。この水門により沼の湛水を調節、

また、洪水前には予備放流等で調節し、更に利根川が洪水時で沼より水位が高くなっているにもかかわらず、排水ポンプの可動により利根川に放流することができ、また、北千葉導水事業においても新たに排水機場を整備し、利根川に放流することができるようにしている。

~~したがって、今日では洪水時において、排水機場等の特別な故障でもない限り、手賀沼及び手賀川自体としての被害は考えにくくなってきている。ただし、流入未改修河川においては、河積等がないために、一時的には氾濫を起こしている現況である。~~

~~(4) 4 大堀川及び大津川~~

大堀川及び大津川とも手賀沼に流入する河川であり、大堀川については、時間降雨量 50mm の河道計画に対し、30mm 規模で整備されている。また、大津川については、河口部から約 4.7km の区間で時間降雨量概ね 50mm 規模で整備されている。

両河川とも未改修部分や計画規模を超える降雨時には、周辺農地への溢水、排水不良等が考えられる。また、急速な市街地化に伴って各所で宅地開発工事等が進行しているので、早期に河川敷の計画、入手、改修が望まれている。

~~(5) 5 かんがい用排水路~~

利根川水系にある利根川土地改良区内用排水路については、洪水時における利根川からの逆流は考えられない。よって危険区域の指定は行っていない。

~~冠水地区図（旧沼南町については、資料なし）~~

第3 被害等の想定

「柏市洪水ハザードマップ」(平成30年7月)では、国土交通省や千葉県が発表している浸水想定区域図のうち、柏市域に影響するものとして、下記の河川が氾濫した場合の浸水状況を示している。

- (1) 利根川水系利根川(利根川流域、八斗島上流域の72時間総雨量491mm)
- (2) 利根川水系利根運河(利根川流域、八斗島上流域の72時間総雨量491mm)
- (3) 利根川水系手賀沼(手賀沼流域の48時間総雨量815mm)

※(1)、(2)は国土交通省関東地方整備局、(3)は千葉県による予測結果

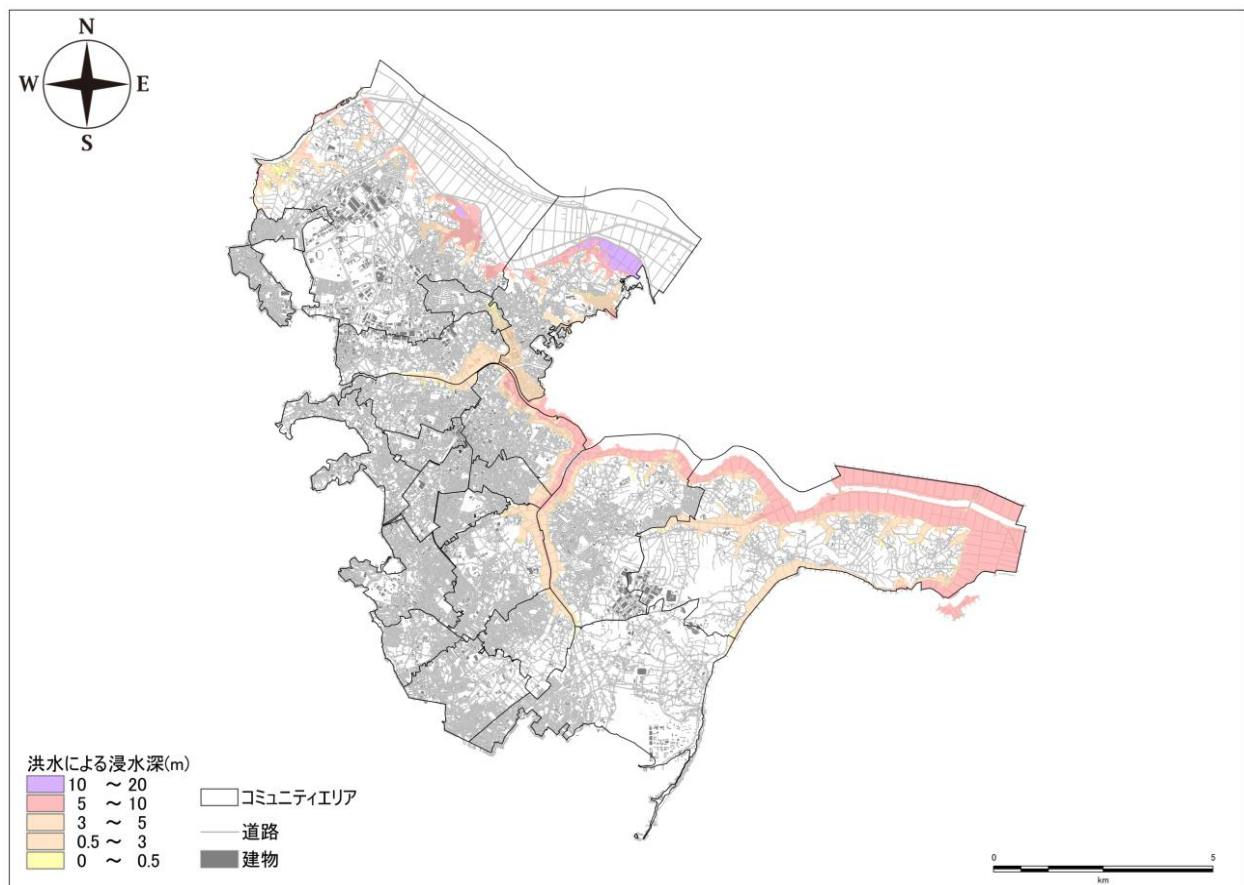


図 柏市洪水ハザードマップ(平成30年7月)に示された浸水想定区域

柏市防災アセスメント調査（平成31年3月）では、上記の浸水想定区域内における被害棟数や避難者数を推計した。

推計結果は、下記の通りとなった。

表 洪水による建物被害棟数

浸水域内建物棟数	床下浸水	床上浸水					浸水被害が生じる合計棟数
		0.5m未満	0.5～0.99m	1.0～1.99m	2.0～2.99m	3.0m以上	
5,307	8	6	53	220	522	2,305	3,114

表 洪水による避難者数および避難所収容人数と過不足数

収容可能人数	避難者数						収容人数の過不足
		うち65歳以上	うち75歳以上	うち乳幼児(0～2歳)	うち未就学児(0～6歳)	うち災害時要配慮者	
24,416	25,869	6,526	2,954	697	1,637	663	-1,453

また「柏市 web 版防災・ハザードマップ」では、市内全体に1時間最大雨量79.5mm、30年に一度の確率で起こる可能性がある降雨があった時、既存の排水施設が所定の機能を発揮した状態で、処理しきれない内水による浸水区域を想定した地図を公開している。

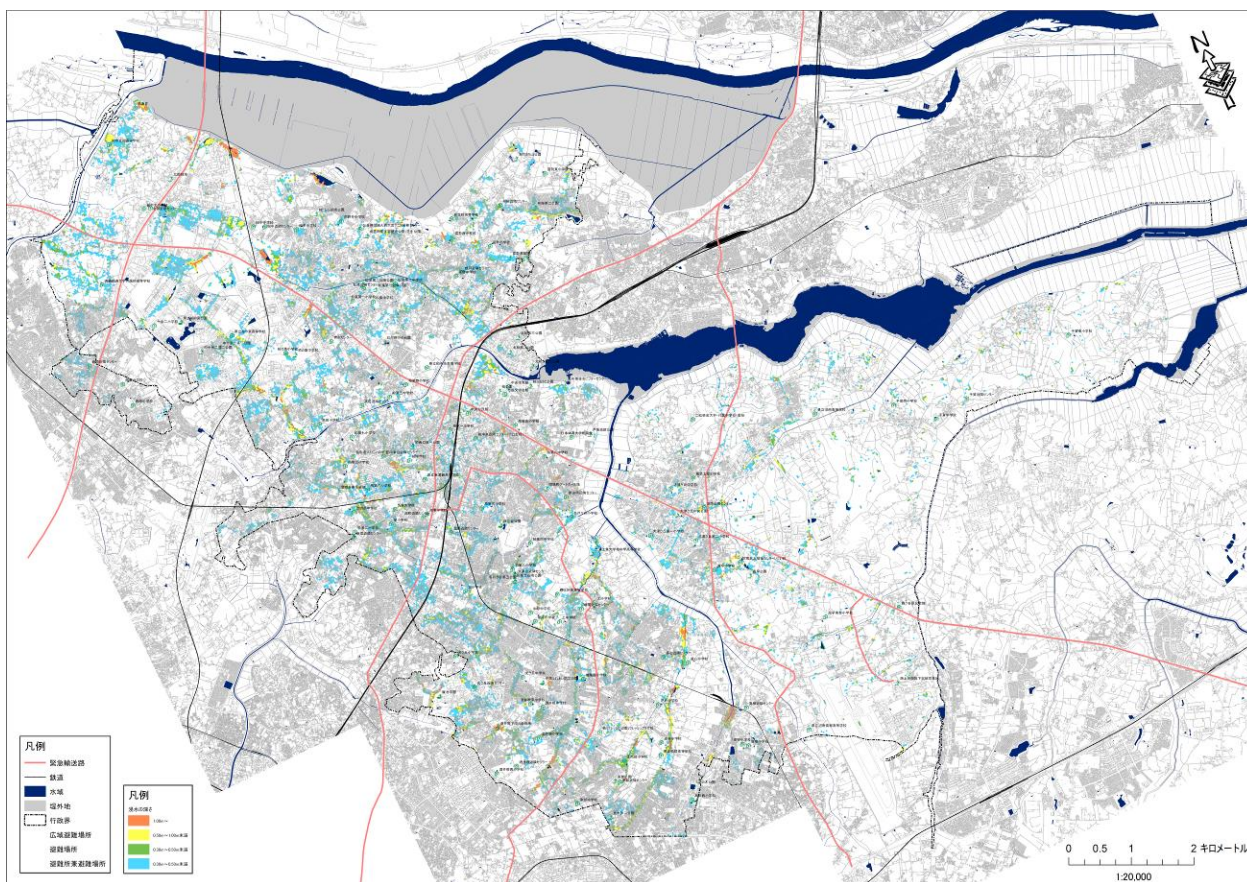


図 内水による浸水想定区域図

第2章 予防計画

第1節 災害に強い人と地域をつくる

第1 自助・共助の育成

担当部局	関係機関
総務部、地域づくり推進部、こども部、学校教育部、消防局	町会・自治会・区等、ふるさと協議会、消防団、学校、各種事業者

施策方針

1 自助の育成

(1) 個人・家庭

各自の水害リスク等の理解促進	<ul style="list-style-type: none"> 洪水ハザードマップ、柏市 web 版防災・ハザードマップ、地域別防災カルテを用いて、住民等が自ら手を動かし、各自の防災行動（情報収集、避難準備、避難行動）を時系列的に整理することにより水害リスク等の理解促進を図り、自律的・自発的な避難行動を促す。
適切な避難行動	<ul style="list-style-type: none"> 風水害が発生した際、避難所に向かうこと以外に、水害時には上層階に避難すること、風害時に自宅の倒壊の危険がない場合には自宅にとどまること等、状況に応じた避難行動がとれるよう周知を行う。 土砂災害警戒区域や浸水想定区域の住人は、市による支援を受けながら、避難情報の意味や避難のタイミングについて認識し、危険な状態になる前に避難行動を起こすことができるよう体制を整える。

(2) 学校

防災教育・訓練の実施	<ul style="list-style-type: none"> 台風等による大雨や暴風の際にとるべき行動について、毎年、梅雨や台風の時期を迎える前までを目途に防災教育・避難訓練を実施し、地域の災害リスクに応じた避難行動を行える体制を確保する。
------------	---

(3) 事業所

移動の自粛・待機	<ul style="list-style-type: none"> 気象情報等から、翌日以降の出勤時に身の危険や交通機関の乱れが発生することが予想される場合、事業者は従業員に対して自宅待機を指示する。 終業時刻以降、各種気象情報等から、退社（帰宅）時に上記のような危険や問題の発生が予想される場合は、従業員に対して事業所に待機するよう指示する。
----------	---

第4 災害対応力の強化

担当部局	関係機関
全部局	全防災関係機関

1 活動マニュアルの整備

市は、河川氾濫（河川別）、土砂災害（土砂災害警戒区域別）、暴風等、各種災害に対応できるよう、マニュアルを見直していく。

4 あらゆる災害への対応

(2) 複合災害対策

市は、水害と土砂災害、複数河川の氾濫、台風等による河川洪水との同時発生等を考慮したうえで、避難勧告等の発令区域・タイミング、指定緊急避難場所、避難経路等の住民の避難誘導等警戒避難体制をあらかじめ計画する。

第5 治水対策

担当部局	関係機関
総務部、土木部、施設所管部局	

現状と課題

- ◆ 台風や集中豪雨等により毎年家屋や店舗等で浸水被害が発生している。
- ◆ 雨水幹線整備については、計画延長に対する整備率が約59.52%と低い状況になっている。

基本方針

- 雨水幹線整備の優先順位を定め、下流から計画的に整備を進める。
- 浸水危険箇所を積極的に公表し、被害の最小化を目指す。

施策方針

1 水害予防計画

都市型水害対策	<ul style="list-style-type: none"> ■ 浸水、冠水対策として、河川水路の改修や、大規模雨水調整池や公共施設の敷地を利用した公共貯留浸透施設の設置を進め、市街地における都市型水害対策を進める。
水循環に配慮した治水事業	<ul style="list-style-type: none"> ■ これまでの排水整備事業に加え、雨水の地下浸透に配慮した治水事業を進め、地下水の涵養及び、平常時の水の確保に努めるなど、水循環に配慮した治水事業を実施する。
雨水流出抑制施設の整備	<ul style="list-style-type: none"> ■ 開発行為における雨水流出抑制 ■ 宅地開発においては、調整池、浸透施設又は道路、公園などの公共施設との一体的な面整備により、計画的な雨水の排水流量の抑制に努める。 ■ 公共土木事業における雨水流出抑制 ■ 道路及び排水施設整備に伴い、透水性アスファルト舗装、浸透柵、浸透側溝等による整備を促進し、雨水流出抑制に努める。 ■ 中水道の活用 ■ 雨水の有効利用を推進する観点から公共施設の雑用水等への雨水利用の導入を図る。 ■ 宅地内雨水浸透柵等設置基準の施行の実施依頼

2 河川改修の促進

河川改修計画	<ul style="list-style-type: none"> ■ 現況 市内の河川は、国の直轄一級河川 3（国土交通大臣管理（利根川、利根運河、手賀川）、一級河川 5（知事管理（大堀川、大津川、手賀沼、下手賀沼、下手賀川）、準用河川 3（市長管理（諏訪下川、上大津川、上大津川支川））の計 11 河川ある。 ■ これまでの河川改修によって治水安全度は着実に向上しているが、近年は雨水が河川に十分排水されないことに起因する洪水被害が多くなっている。このため、雨水貯留浸透施設の推進、雨水調節池の整備など河川への総合的な流出抑制を講じる必要がある。 ■ 上大津川の改修事業について、ボトルネック箇所及び下流から順次整備を進める。
県への要望	<ul style="list-style-type: none"> ■ 大津川改修事業について、早期完成を県に要請する。

3 公共下水道（雨水）の整備

雨水幹線整備	<ul style="list-style-type: none"> ■ 大津川左岸第6号雨水幹線の整備を行なう等、浸水地域の削減に努める。 ■ 整備にあたっては下流からの整備を基本とし、床上・店舗浸水の発生が多い地域から順次進める。
--------	---

4 水害危険区域の対策

ハザードマップの公表	<ul style="list-style-type: none"> ■ 河川の氾濫を想定した洪水ハザードマップや、都市型水害の履歴を記す大雨による内水の浸水箇所を想定した内水ハザードマップを作成・公表し、日頃の備えと災害時の迅速な行動を促す。
情報伝達体制の確立	<ul style="list-style-type: none"> ■ 洪水や内水による浸水想定区域内に存在する、高齢者、障害者、乳幼児その他の特に防災上の配慮を要する者が利用する施設を把握し、施設管理者が洪水時に適切な対応ができるよう防災情報の的確かつ迅速な伝達に努める。 ■ 大雨等の際に田中調節池の越水情報が適切に共有されるよう、国や県と連携を強化し、日頃から伝達訓練等を行う。 ■ ドローンを活用した越水状況の確認と情報共有を円滑に行えるよう、平時より訓練等を行い習熟しておく。 ■ 洪水予報河川や水位周知河川に指定されていない中小河川についても河川管理者から必要な情報提供、助言等を受け、過去の浸水実績等を把握したときは、これを水害リスク情報として周知する。 ■ 国土交通省並びに、千葉県等水防関係者による合同巡視を通じての田中調節池周囲堤の状況把握を行う。

目標水準

指標の名称	現状値 (平成 30 年度)	目標値 (令和 2 年度) (平成 32 年度)	指標の説明
公共下水道（雨水）の整備	56,330,685m	58,574,268m	雨水幹線の整備延長を表す数値

第6 雪害対策

担当部局	関係機関
総務部、企画部、地域づくり推進部、経済産業部、生涯学習部、学校教育部、土木部、消防局	国、県、柏警察署、柏市建設関連防災ネットワーク

現状と課題

- ◆ 平成30年1月の大雪では、千葉県内で101名、柏市内で13名の方が軽傷を負った。

基本方針

- 除雪、防雪、凍雪害の防止に係る事業を総合的、計画的に推進する。
- 農作物被害を防止又は軽減するための対策を行う。

施策方針

1 除雪作業等

除雪	<ul style="list-style-type: none"> ■ 除雪活動に備え、事前に土木事務所等の機材やトラック類等の使用や、除雪委託業者の協力を得られるようにしておく。 ■ 事前の協議等を通じ、隣接する土木事務所等や他の道路管理者とも連携が図られるよう体制を築いておく。
路面凍結の防止	<ul style="list-style-type: none"> ■ 路面凍結又は圧雪による走行困難に備え、業者との協定により凍結防止剤、散布剤等を用意しておく。 ■ 路面凍結が予想される時は気象状況、路面状況及び凍結防止剤の種類を勘案し、最適な実施時間、量の凍結防止剤を散布する。

2 農作物等の雪害防止対策

野菜・果樹・花きの対策	<ul style="list-style-type: none"> ■ 金属パイプによる筋交い等でビニールハウスの各部を十分補強することや、防風林・防風網の設置・整備を行う。 ■ ビニールハウスやパイプハウスは積雪20cm以上になると倒壊の危険があるので、屋根の除雪に注意する。
-------------	--

第7 風害対策

担当部局	関係機関
総務部、経済産業部	

現状と課題

- ◆ 令和元年9月の台風では、柏市内で延べ9,416軒が停電したほか、73件の屋根破損、178件の倒木が発生した。

基本方針

- 過去の台風や竜巻等における被害を踏まえ、関連知識の普及啓発を図る。
- 農作物被害を防止又は軽減するための対策を行う。

施策方針

1 台風・竜巻等に関する知識の普及啓発

(1) 気象情報の確認

気象庁が発表する警報や注意報、気象情報などの防災気象情報については、平時から、テレビ・ラジオ等により確認するよう住民に周知する。

竜巻などの激しい突風に関する気象情報には、事前に注意を呼びかける「予告的な気象情報」と「雷注意報」、竜巻等の激しい突風が発生しやすい気象状況になった時点の「竜巻注意情報」があり、各地の气象台から発表される。各気象情報の内容は次表のとおりである。

気象情報	内容
予告的な気象情報	<ul style="list-style-type: none"> ■ 低気圧の発達などにより災害に結びつく気象現象が予想される場合、24時間から2～3日程度前に「大雨と雷及び突風に関する千葉県気象情報」等の標題で予告的な気象情報が発表される。 ■ 竜巻などの激しい突風の発生が予想される場合には、「竜巻などの激しい突風」と明記して注意を呼びかける。
雷注意報	<ul style="list-style-type: none"> ■ 積乱雲に伴う激しい現象（落雷、ひょう、急な強い雨、突風など）の発生により被害が予想される数時間前に発表される。 ■ 竜巻などの激しい突風の発生が予想される場合には、注意報本文の付加事項に「竜巻」と明記して特段の注意を呼びかける。
竜巻注意情報	<ul style="list-style-type: none"> ■ 気象ドップラーレーダーの観測などから、竜巻などの激しい突風が発生しやすい気象状況になったと判断されたときに発表される。 ■ 雷注意報を補完するものであり、発表から1時間の有効時間を設けている。
竜巻発生確度ナウキャスト	<ul style="list-style-type: none"> ■ 気象ドップラーレーダーの観測などを利用して、竜巻等の激しい突風が今にも発生する（発生している）可能性のある地域分布図（10km格子単位）で表し、その1時間後までを予測する。

(2) 身を守るための知識

市は、下記の事柄を住民に広く周知する。

- ・台風などによる気象災害から身を守るためには、事前に正確な気象情報を収集し、屋外及び屋内でできる備えを施したうえで、早めに安全な場所に避難する。
- ・避難する時間が少ない竜巻等から身を守るためには、次のことを心掛け、頑丈な建物内に移動するなど、安全を確保する。

ア ~~(7)~~ 台風の接近が予想される場合の対策

●屋外の備え

- ・窓や雨戸にしっかり鍵をかけ、必要に応じて補強する。
- ・側溝や排水溝は掃除して水はけを良くしておく。
- ・飛ばされそうな物の屋内へ退避したり、飛ばないように固定したりする。
- ・自家用車へカバーをかけておく。

●屋内の備え

- ・非常用品（懐中電灯、携帯用ラジオ(乾電池含む)、救急薬品、衣類、非常用食品、携帯ボンベ）の用意があるか確認する。
- ・飛散防止フィルムなどを窓ガラスに貼り、万一の飛来物の飛び込みに備えてカーテンやブラインドを下ろしておく。
- ・断水に備えて飲料水を確保するほか、浴槽に水を張るなどして生活用水を確保する。

【竜巻が発生するような、発達した積乱雲の近づく兆し】

- ・真っ黒い雲が近づき、周囲が急に暗くなる
- ・雷鳴が聞こえたり、雷光が見えたりする
- ・ヒヤッとした冷たい風が吹き出す
- ・大粒の雨やひょうが降り出す

イ ~~(4)~~ 台風の接近時もしくは竜巻の発生時に屋内にいる場合

- ・窓を開けない、窓から離れる、カーテンを引く
- ・雨戸、シャッターを閉める
- ・1階の家の中心に近い、窓のない部屋に移動する
- ・頑丈な机やテーブルの下に入り、両腕で頭と首を守る

ウ ~~(4)~~ 台風の接近時もしくは竜巻の発生時に屋外にいる場合

- ・車庫、物置、プレハブを避難場所にしない
- ・橋や陸橋の下に行かない
- ・水が溜まっている場所を自動車では通らない
- ・近くの頑丈な建物に避難する、又は頑丈な構造物の物陰に身を伏せ、両腕で頭と首を守る
- ・電柱や太い樹木であっても倒壊することがあり危険であるため近づかない

2 農作物等の風害防止対策

防風林	■ 風害を起こす風向きに対して直角に、またできるだけ長く連続して設置する。
防風垣	■ 果樹園の周囲に設置するが、風向、風質、風速等により園を細分して囲う。
多目的防災網	■ ナシ等の果樹から、風だけでなく、降雹、害虫、鳥などを防ぐために設置する。

3 施設等の風害防止対策

(1) 送電施設、通信施設等の風害対策

東京電力パワーグリッド[※]等の施設管理者と、非常時の連絡体制や防災体制についての連携を確立しておく。

(2) 看板類の風害対策

強風により飛来または落下の恐れのある看板類等については、日頃より管理者に点検を呼びかける他、住民からの危険情報を入手する方法について検討する。

第3節 災害に強い体制を整える

第4 要配慮者支援体制

担当部局	関係機関
総務部、地域づくり推進部、保健福祉部、保健所、こども部、消防局	町会・自治会・区等、民生委員・児童委員、柏市社会福祉協議会、各種福祉団体

1 要配慮者支援体制の構築

(4) 要配慮者利用施設の災害計画の確認

市は、要配慮者利用施設の災害計画（避難計画）が火災を中心としたものだけとっていないか、定期的実施する施設の運営体制等の監査時等に、災害計画の具体的な内容を確認する。

※浸水想定区域内要配慮者利用施設一覧・・・・・・・・・・・・・・・・・・【資料編 7-2】

(5) 要配慮者利用施設への情報発信

市は、要配慮者施設に対してのメーリングリストを継続して整備し、日ごろから密に連携して災害発生時に確実に情報発信ができるよう体制を整えておく。

3 支援体制の強化

(1) 在宅者への対策

避難支援	<ul style="list-style-type: none"> ■ 避難準備・高齢者等避難開始（警戒レベル3）の時点で、避難を兼ねた入院を受け入れてもらえるよう、平易より医療施設と協議を進める。
------	---

第7 帰宅困難者支援体制

担当部局	関係機関
総務部、企画部、地域づくり推進部	柏警察署、公共交通機関、駅周辺の大規模集客施設、

施策方針

1 市内における帰宅困難者対策

震災編の定めによるほか、以下の対応を行う。

計画運休への対応	<ul style="list-style-type: none"> ■ 気象情報等により、鉄道の計画運休が予想される場合は、鉄道事業者と連携して事前確認と連絡を行い対応する。
----------	---

第4節 災害時の相互応援に備える

第1 応援・受援体制の構築

担当部局	関係機関
総務部	応援協定締結自治体

施策方針

1 相互応援協定の締結促進

除雪対応等を円滑に進めるために、雪害対応に係る経験が豊富な地方公共団体との相互応援協定の締結を推進する。

第3章 应急対策計画

第1節 活動体制を整える

第1 基本的事項

1.2 配備体制

(1) 配備基準

本部	配備	配備基準	参集体制
—	注意 配備	<ul style="list-style-type: none"> ■大雨、洪水、強風等の注意報が発表され、災害発生が予測されるとき ■その他の状況により市長が必要と認めたとき 	土木・総務各部の職員
警戒本部	警戒 第一 配備	<ul style="list-style-type: none"> ■大雨、洪水、暴風、大雪等の警報が発表されたとき（自動配備） 	土木・総務・地域づくり推進・経済産業・都市各部の警戒配備職員及び各当該部が必要とする職員
	警戒 第二 配備	<ul style="list-style-type: none"> ■その他の状況により市長が必要と認めたとき 	配備検討会議での決定または警戒本部の指示による
災害対策本部	非常 第一 配備	<ul style="list-style-type: none"> ■市域に局所的災害が発生したとき局所的又は全市的に災害が発生したとき ■その他の状況により市長（本部長）が必要と認めたとき 	消防局職員を除く全職員の1/6 消防局職員を除く全職員
	非常 第二 配備	<ul style="list-style-type: none"> ■全市的に災害が発生したとき ■その他の状況により市長（本部長）が必要と認めたとき 	消防局職員を除く全職員の4/6
	非常 第三 配備	<ul style="list-style-type: none"> ■全市的に災害が拡大し、非常第二配備では対処できないとき ■その他の状況により市長（本部長）が必要と認めたとき 	消防局職員を除く全職員

※消防局の参集体制は別に定める。

(2) 配備検討会議

ア (7) 配備検討会議の構成

次に掲げるものをもって構成する。配備検討会議の実施責任者は総務部長とし、情報収集及び対応策検討のための事務局を総務部防災安全課に置く。

構成	協議事項
<ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 総務部長 <input type="checkbox"/> 財政部長 <input type="checkbox"/> 地域づくり推進部長 <input type="checkbox"/> 都市部長 <input type="checkbox"/> 土木部長 <input type="checkbox"/> 消防局長 <input type="checkbox"/> その他、災害の規模等により必要と認める部局長 	<p>その都度災害の状況に応じて、総務部長若しくは他の部長の提議によるが、概ね次のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 被害情報の収集 <input type="checkbox"/> 県又は防災関係機関からの情報収集 <input type="checkbox"/> 今後の対応策の決定と配備体制の検討 <input type="checkbox"/> 市長への報告及び市長からの特命事項の対応 ※市長への報告は副市長を通じて行う。 <input type="checkbox"/> その他

2 (3) 警戒本部体制（警戒配備）

(1) ア 警戒本部設置の指令

<ul style="list-style-type: none"> ■ 総務部長は、配備基準に該当する気象警報の発表、または市長が本部設置の必要があると認めた場合に警戒本部を設置する。 ■ 総務部長は、配備検討会議での協議事項を踏まえ、副市長を通じて、市長に報告するとともに、この計画による配備基準に基づき警戒本部配備体制を指令する。
--

(2) イ 警戒本部の組織

構成	協議事項
<ul style="list-style-type: none"> ■ 総務部長 ■ 地域づくり推進部長 ■ 経済産業部長 ■ 都市部長 ■ 土木部長 <p>※上記以外の部局は応援待機</p>	<p>その都度災害の状況に応じて、総務部長若しくは他の部長の提議によるが、概ね次のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 被害情報の収集 ■ 県又は防災関係機関からの情報収集 ■ 今後の対応策の決定と配備体制の検討 ■ 市長への報告及び市長からの特命事項の対応 ※市長への報告は副市長を通じて行う。 ■ その他

3 災害対策本部体制（非常配備）

※下記事項を除いては、震災編に定めるところによる。

(8) 本部の運営等

イ 本部事務局

(ウ) コールセンターの設置

震災編での定めに基づき、災害発生後 24 時間以内にコールセンターを設置することとするが、「警報の発表が予測され、大型の台風の接近が予想される場合または大規模な被害の発生が予測される場合」においては、先行して設置し対応を開始する。

第2節 被害を最小限にいくとめる

第1 情報収集・伝達

項目		担当部局	関係機関
1	※震災編の定めに準じる		
2	同上		
3	同上		
4	気象情報の収集・伝達	総務部、土木部	防災関係機関

基本方針

- 配備体制を整えるため、最新の気象情報を把握する。
- 専門機関から気象予測を入手し、危害の最小化に努める。

4 気象情報の収集・伝達

活動方針

1 警報等の種類・発表基準

(1) 気象情報

ア 定義

気象庁銚子地方気象台は、異常気象等によって千葉県地域内に災害の発生するおそれがある場合には、法に定められた規定に基づいて、注意報、警報、情報等を発表し、関係機関に通報する。その定義は次のとおりである。

表 気象情報の定義

区分	内 容
特別警報	予想される現象が特に異常であるため重大な災害の起こるおそれが著しく大きい場合に、その旨を警告して行う予報
予 報	観測の成果に基づく現象の予想の発表
注意報	災害が予想される場合に、その旨を注意喚起して行う予報
警 報	重大な災害がおこるおそれがあると予想される場合に、その旨を警告して行う予報
情 報	台風、大雨その他の異常気象について、その実況や推移を説明するもの

イ 種類と発表基準等

気象庁銚子地方気象台が発表する気象情報の種類と発表基準及び根拠とする法律は、以下のとおりである。

(ア) 気象情報の種類と発表基準

- ・ 注意報の基準
- ・ 警報の基準

(イ) 根拠法

種 別	根 拠 と す る 法 律 条 文
予報、注意報、警報、特別警報	気象業務法第 13 条、13 条の 2、同施行令第 4 条
水防活動用警報等	気象業務法第 14 条の 2

(ロ) 注意報、警報、特別警報文の構成

注意報、警報、特別警報文の構成は、おおよそ次のとおりである。

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none"> ■ 発表年月日時刻、発表官署 ■ 標題 ■ 注意警戒文（最も注目すべき事項を、二重括弧で囲み記述する） ■ 本文 <ul style="list-style-type: none"> ・ 区域ごとの発表・変更状況 ・ 特記事項（特に警戒・注意すべき内容が記述される。また、警報への切り替えの可能性を述べることもある） ・ 量的な予測 ・ 付加事項（現象に伴って起こる警戒すべき事項について記述する） |
|---|

ウ 発表の要領等

(ア) 2つ以上の注意報を同時に発表する場合には、標題に注意報、警報、特別警報の種類を併記して行う。

(イ) 災害に対する注意や警戒の必要がなくなった場合には、注意報、警報、特別警報は解除される。

なお、既に発表されている注意報、警報、特別警報の種類を変更する場合には、新しく注意報、警報、特別警報を発表して、切り替えることになっている。2つ以上が同時に発表されていた後、必要のなくなったものを除く場合にも上記に準じて行われる。切り替えと同時に、それまでのものは自動的に解除される。

(ロ) 警報、注意報、特別警報の内容を補完して「大雨に関する気象情報」や「台風に関する気象情報」といった気象情報を発表することがある。

エ 記録的短時間大雨情報

防災機関がより嚴重な警戒、対応が必要になることを知らせるため、大雨警報を発表中に数年に一度しか発生しないような短時間に猛烈に降る雨（1 時間に 100 mm以上）を観測（もしくは解析）した場合に、そのときの雨が尋常でないことを伝えるために発表する。

オ 土砂災害警戒情報

大雨警報発表中に、大雨による土砂災害発生の危険度がさらに高まった時、市町村長が避難勧告等を発令する際の判断や住民の自主避難の参考になるよう、千葉県と銚子地方気象台が共同で市町村単位に発表するものである。

(ア) 特徴及び利用に当たっての留意点

土砂災害警戒情報は、大雨による土砂災害発生の危険度を降雨に基づいて判断し、発表されるもので、個別の災害発生箇所、時間、規模などを詳細に特定するものではないことに留意する必要がある。また、発表は土石流や集中的に発生する急傾斜地の崩壊とし、斜面の深層崩壊、山体の崩壊、地すべり等については発表の対象とされないことに

留意する。

(イ) 発表基準等

a 発表

大雨警報が発表中であり、降雨の実況及び数時間先までの降雨予測値を基に作成した指標が当該情報の発表基準に達した場合。また、より厳重な警戒を呼びかける必要が認められた場合や土砂災害への警戒を改めて呼びかける必要がある場合。

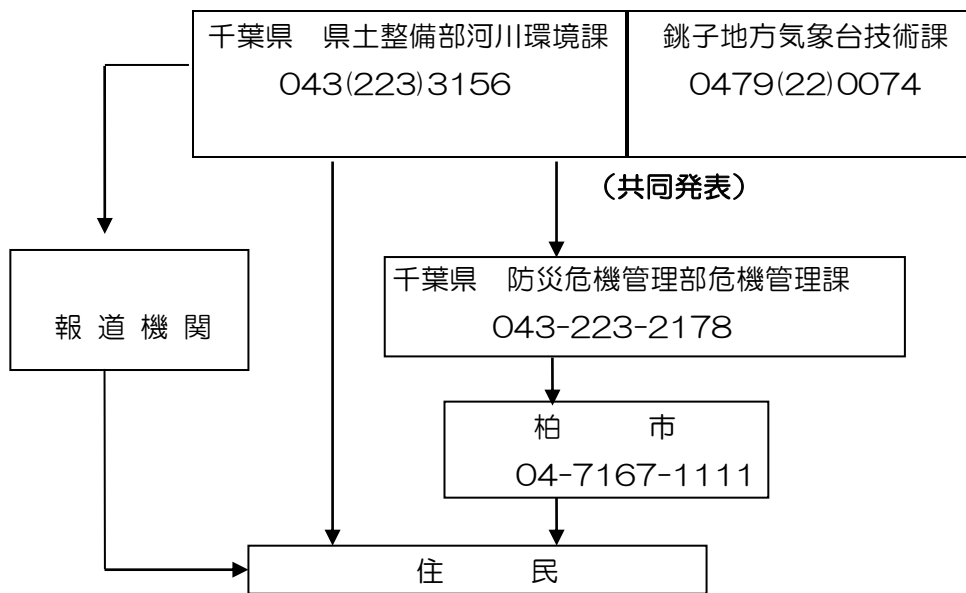
b 解除

降雨の実況値を基に作成した指標が発表基準を下回り、短時間で再び発表基準に達しないと予想される場合。又は、無降水時間が長時間続いているにもかかわらず、指標が発表基準を下回らない場合は千葉県と銚子地方気象台が協議のうえ解除できるものとする。

(ウ) 根拠法

種 別	根 拠 と す る 法 律 条 文
土砂災害警戒情報	災害対策基本法第 55 条、気象業務法第 11 条

土砂災害警戒情報の伝達系統



(2) 水防警報等（利根川）

水防警報及び洪水予報は、法の規定に基づいて、利根川を所管する国土交通省関東地方整備局と気象庁が共同で発表するものである。

ア 種類と発表基準等

国土交通省関東地方整備局及び気象庁が発表する水防警報等の種類と発表基準及び根拠とする法律は、以下のとおりである。

(7) 水防警報等の種類と発表基準

- ※ 水防警報の種類、内容及び発表基準……………【資料編 13-4】
- ※ 洪水予報の発表……………【資料編 13-5】

(1) 根拠法

種 別	根 拠 と す る 法 律 条 文
水防活動用警報等	気象業務法第 14 条の 2
洪水予報、水防警報	水防法第 10 条

(3) 火災警報

火災警報は、気象庁銚子地方気象台からの情報（火災気象通報）に基づく気象の状況及び柏市の地域の状況等を判断して、火災予防上危険であると認めるとき、市長が消防法に基づき、一般市民の火災に対する警戒心を喚起するために発表する警報で、その発令及び解除の基準は以下のとおりである。

表 火災警報の発令及び解除基準

区 分	発 令 基 準
発 令	1 実効湿度 60%以下であって最小湿度が 40%以下になり最大風速が 7m/s を超える見込みのとき 2 平均風速 10m/s 以上の風が 1 時間以上連続に吹く見込みのとき
解 除	おおむね平常に復したと市長が認めたとき

2 警報等の伝達系統及び方法

気象情報等の受領伝達は、総務部防災安全課長が担当する。防災安全課長は、必要と認める場合は、速やかに総務部長を通じて、市長、副市長に報告するとともに、関係各部長に伝達する。

河川氾濫時においては、下流側の組織や住民が、上流側の組織や住民の情報を得ることができるよう、情報共有や連携に留意した通信を行う。

なお、火災警報信号・水防信号は「[4 異常現象発見時の通報](#)」[18ページ](#)に示す図のとおりである。-

(1) 土砂災害警戒区域等における情報伝達

ア 伝達目安 ※夜間等状況に応じて情報伝達することとする。

	伝達手段	避難準備・ 高齢者等避難開始 (警戒レベル3)	避難勧告 (警戒レベル4)	避難指示 (緊急) (警戒レベル4)
1	防災行政無線		○	○
2	柏市ホームページ	○	○	○
3	かしわメール配信サービス	○	○	○
4	柏市公式ツイッター	○	○	○
5	防災アプリ	○	○	○
6	広報車		○	○
7	消防団		○	○
8	テレビ	○	○	○
9	指定区域内住民への電話 (町会長を通じた場合も含む)	○	○	○
10	直接訪問		○	○
11	緊急速報メール		○	○

イ 手段と内容

	伝達手段	内容	注意事項
1	防災行政無線	地域の住民等に直接的に情報を伝える	雨風等で音がかき消されたりすることがあるため、気象条件、設置場所、建築構造等により情報伝達が限られる
2	柏市ホームページ	インターネットを通して幅広く情報を周知する	インターネット接続利用者に限られる
3	かしわメール配信サービス	登録者に対し、一斉に情報を発信する	パソコン・携帯電話利用者に限られる
4	柏市公式ツイッター	ツイッター利用者登録者に対し、一斉に情報発信する	パソコン・携帯電話利用者に限られる同上
5	防災アプリ	「Yahoo!防災速報」のアプリを通じて発信する。	同上
6	広報車	対象区域を中心に巡回広報する	周辺等一体が浸水等の被害を受けている場合は、対象地域を巡回できない場合がある。アクセスルートの確認も必要
7	消防団	消防団車両の巡回等により、避難情報を広報する	同上
8	テレビ	NHK、千葉テレビ、JCOM等のテロップ	停電が発生した場合伝わらない恐れが高い
9	指定区域内住民への電話(町会長を通じた場合も含む)	土砂災害警戒区域内の住民に直接連絡する	同時に複数の相手に連絡することが出来ないため、町会長等の代表者に連絡する体制を確認
10	直接訪問	土砂災害警戒区域内住民宅に訪問する	外に出ること自体が危険な場合がある
11	緊急速報メール	屋内外、移動中を問わず、特定エリア内の携帯電話利用者全員に一斉配信(一斉メール)する	住民以外でも当該エリアに居合わせた人にも情報伝達されるので使用にあたっては要注意

3 気象情報の収集・伝達

応急対策を実施するため、柏市が必要とする気象情報等の収集については、次のとおり行う。
なお、伝達については他の気象警報等に準じて行うものとする。

(1) 気象庁銚子地方気象台からの情報

近年の気象災害の多発をふまえ、市町村等が行う避難勧告等の災害応急対応を的確に支援するため、都道府県を通じた伝達の補助的な伝達経路として、災害応急対応の判断に有効な情報をインターネットによる電子メール及び防災専用ホームページから情報提供を受ける。

(2) 国土交通省からの情報

市区町村の水防や避難勧告等の発令に必要な河川の水位、雨量レーダ等の基本的な情報、河川の洪水警報や水防警報等について、市町村向け「川の防災情報」の専用ホームページから情報提供を受ける。

(3) 大雨警報（浸水害）の危険度分布

短時間強雨による浸水害発生の危険度の高まりを地図上で1 km 四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報で、気象庁のホームページから情報提供を受ける。

(4) 大雨警報（土砂災害）の危険度分布

大雨による土砂災害発生の危険度の高まりを、地図上で1 km 四方の領域（メッシュ）ごとに5段階に色分けして示す情報で、気象庁のホームページから情報提供を受ける。

(5) 洪水警報の危険度分布

指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川の洪水害発生の危険度の高まりを地図上で概ね1 km ごとに5段階に色分けされた予測で、気象庁のホームページから情報提供を受ける。

(36) 民間委託による気象情報

市域の地域的気象特性に応じた気象状況等について、各種気象観測データ等に基づく解析を民間気象会社に委託し、市が防災対策を実施する上での状況把握基礎資料としての活用を図る。

なお、その端末機器は、総務部防災安全課及び消防局警防課内におき、防災安全課が管理する。

4 異常現象発見時の通報

災害対策基本法第54条の規定に基づき災害が発生するおそれがある異常な現象を発見した者、又はその発見者から情報を受けた警察官から通報を受けた時、又は自ら知ったときは、直ちに最寄りの県の出先機関、柏警察署及び銚子地方気象台、その他の関係機関に通報する。
通報すべき異常現象は次のとおりである。




- (1)  著しく異常な気象現象（例えば、 竜巻、強い降雷等）
- (2)  気象に密接に関連する地面及び地中の諸現象（例えば、数日間以上にわたり頻繁に感じるような地震）

表 火災警報信号

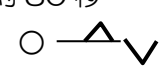
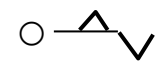
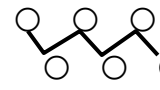
信号別	種別	打鐘信号	余韻防止付サイレン信号	その他の信号
火災警報信号	火災警報 発令信号	○ ○—○—○—○ ○ ○—○—○—○ (1点と4点のらん打)	約30秒  約6秒	掲示板 <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">火災警報 発令中</div> 吹流し旗
	火災警報 解除信号	○ ○ ○—○ ○ ○ ○—○ (1点2個と2点のらん打)	約10秒 約1分  約3秒	口頭伝達、掲示板の撤去、吹流し旗の降下

表 水防信号

方法区分	警鐘信号	サイレン信号
警戒信号	○休止○休止○ (1点)	約15秒 約15秒 約5秒○—休 止○—休 止 約5秒
水防団員出動	○—○—○ ○—○—○ (3点)	約6秒 約6秒 約5秒○—休 止○—休 止 約5秒
居住者の出動	○—○—○—○ ○—○—○—○ (4点)	約5秒 約5秒 約10秒○—休 止○—休 止 約10秒
避難信号	 (乱打)	約5秒 約5秒 約1分○—休 止○—休 止 約1分

第4.6 避難対策

項目	担当部局	関係機関
1 避難指示情報発令・警戒区域設定	総務部、消防局	消防団、柏警察署
2 避難所開設・運営 定めに準じる	地域づくり推進部、市民生活部、保健福祉部、都市部、生涯学習部、学校教育部	柏市社会福祉協議会、NTT、協定先（旅館、ホテル、福祉施設）

基本方針

- 避難情報勧告等を発令する場合は、住民等の安全確保のため関係機関との情報共有を徹底する。
- 休日・夜間の避難所開設は、近隣住民等を含めた鍵の所持者が行う。

1 避難情報指示（緊急）

活動目標

1 時間以内	①危険状況を把握し、被害を予測する。 ②避難情報勧告・避難指示（緊急）を発令する。 ③警戒区域を設定し、立ち入り制限、禁止、退去を命ずる。
--------	---

【発令する避難情報】

- 避難準備・高齢者等避難開始（警戒レベル3）…土砂災害警戒区域等や急激な水位上昇のおそれがある河川沿いの住民は、避難の準備が整い次第、避難を開始する。特に高齢者等は速やかに避難する。
- 避難勧告（警戒レベル4）…危険な区域の外の少しでも安全な場所に速やかに避難する。
- 避難指示（緊急）（警戒レベル4）…道路冠水や土砂崩れにより、すでに避難が困難となっているおそれがあり、この状況になる前に避難を完了しておく。

活動方針

（1）避難者の誘導

ア 避難周知

避難が必要な場合は、対象地域の全ての住民等に情報が伝わるようあらゆる手段を使って伝達する。伝達にあたっては、各地域の浸水状況も発信しつつ、災害の発生が予測されてから災害のおそれがなくなるまで、住民に対して分かりやすく適切に状況を伝達するよう努めるとともに、要配慮者への配慮を徹底する。避難行動が実施される段階において、消防団は、避難の呼びかけやパトロールを行う。

イ 避難誘導

災害の状況に応じて避難情報勧告等を発令した上で、避難時の周囲の状況等によつては、近隣のより安全な建物への「緊急的な待避」や、「屋内安全確保」といった適切な避難行動を住民がとれるように努めるものとする。

(7) ~~○~~ **在宅者等**

消防団、消防局、警察官、町会・自治会・区等が協力して、組織的に避難を誘導する。その際、避難行動要支援者名簿（K-Net）に基づき、安否確認や避難所への誘導を支援する。

(1) ~~○~~ **学校、病院等**

学校、病院、社会福祉施設、その他不特定多数の者が利用する施設の管理者は、施設内の利用者等の安全を確保するため避難誘導を行う。

(2) **避難~~情報~~・指示（緊急）情報**

ア 避難~~情報~~・指示（緊急）の実施発令または（解除）の実施者

実施者	要件	根拠法規	報告先
市長	○災害が発生し、又は発生する恐れがある場合において、住民等の生命・身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため特に必要があると認めるとき	災害対策基本法第60条	東葛飾地域振興事務所
警察官	○市長が措置をとることができないと認めるとき、又は市長から要求があったとき ○住民等の生命、身体に危険が切迫していると自ら認めるとき	災害対策基本法第61条 警察官職務執行法第4条	警察署長
水防管理者（市長）	○洪水により著しい危険が切迫していると認められるとき	水防法第29条	警察署長
知事又はその命を受けた県職員	○市が事務の全部又は大部分の事務を行うことができなくなったとき ○洪水及び地すべり等により著しく危険が切迫していると認められるとき	災害対策基本法第60条 水防法第29条 地すべり等防止法第25条	警察署長
自衛官	○災害により危険な事態が生じた場合で、警察官がその場にはいないとき	自衛隊法第94条	総務部長

イ 避難~~情報~~・指示等の内容

<p>①(イ) 避難対象地区（町丁名、施設名等）</p> <p>②(イ) 理由（避難要因となった危険要素の所在地、避難に要する時間等）</p> <p>③(イ) 避難先（安全な方向及び避難場所の名称）</p> <p>④(イ) その他（避難行動時の最小限の携帯品、要配慮者の優先避難・介助の呼びかけ等）</p>

ウ 避難情報の解除

当該災害によるその地域の危険状態が完全に終了したと判断したときは、避難情報の解除を行う。

2 警戒区域の設定

災害が発生し、又はまさに災害が発生しようとしている場合において、生命・身体から危険を防止する必要が認められるときは、警戒区域を設定する。

【警戒区域が設定される場合】

設定権者：本部長（市長）、消防職員、警察官
<ul style="list-style-type: none"> ○崩壊危険のある大規模建物周辺地域 ○施設の被害により有毒ガスの危険がおよぶと予想される地域 ○施設の被害により爆発の危険がおよぶと予想される地域 ○放射線使用施設の被害により被曝の危険がおよぶと予想される地域 ○その他市民の生命を守るため必要と認められるとき

3 避難勧告・指示等の情報発令の判断基準

(1) 洪水

本市では、利根川、及び利根運河、手賀沼及び手賀川の23河川が、はん濫氾濫した場合に浸水の想定される区域が浸水想定区域として指定されている。

浸水想定区域における避難勧告や避難指示(緊急)避難情報の発令は以下の基準を参考に、気象情報や河川巡視等からの報告を含めて総合的に判断して発令する。

また、自然現象のため不測の事態も想定されることから、避難行動は計画された避難場所等に避難することを基本とするが、事態が切迫した場合は、浸水想定区域の浸水の深さも参考に堅牢な建物の2階以上可能な限り上階に一時的に避難することも考慮する。

ア 利根川（田中調節池・基準水位観測所 芽吹橋）

避難勧告等の発令を判断する基準地は、浸水が想定されている各対象地区の堤防とする。
 なお、利根川右岸89.5km付近（柏市布施 重要水防箇所▲A ランク）の堤防高が最も低いため、この地点を特に注意する。

【対象地区】

大青田、大室、大室2丁目、大室3丁目、小青田、小青田3丁目、小青田4丁目、小青田5丁目、根戸、花野井、布施、布施新町1丁目、布施新町2丁目、布施新町3丁目、布施新町4丁目、船戸、船戸1丁目、船戸2丁目、船戸3丁目、弁天下、上利根、新利根、布施下船戸、船戸山高野、~~小青田、大室、花野井、布施、布施下、布施新町3、4丁目~~

種 類	内 容	基準（各対象地区前の堤防）
避難準備・高齢者等避難開始 （警戒レベル3）	<ul style="list-style-type: none"> ■ 要配慮者の避難の開始 ■ 避難勧告（警戒レベル4）・避難指示（緊急）（警戒レベル4）が発令されたときに、いつでも避難できるような体制をとる 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 田中調節池周囲堤の水位が上端から4.0mに到達し、引き続き田中調節池内の水位上昇が見込まれるとき ■ その他市長（本部長）が必要と認めるとき
避難勧告 （警戒レベル4）	<ul style="list-style-type: none"> ■ 危険区域の住民が避難すること 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 田中調節池周囲堤の水位が上端から3.0mに到達し、引き続き田中調節池内の水位上昇が見込まれるとき ■ 田中調節池周囲堤等の異常（漏水等決壊につながるおそれのある被災）を確認したとき ■ その他市長（本部長）が必要と認めるとき
避難指示（緊急） （警戒レベル4）	<ul style="list-style-type: none"> ■ 危険の切迫性があり緊急的に避難すること ■ すでに避難が困難となっている可能性があり、この状況になる前に避難を完了しておく。 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 田中調節池周囲堤の水位が上端から2.5mに到達し、引き続き田中調節池内の水位上昇が見込まれるとき ・ 堤防の決壊を確認したとき ・ 河川管理施設の大規模な異常（堤防の亀裂、大規模漏水等）を確認したとき ・ その他市長（本部長）が必要と認めるとき

イ 利根川（手賀川、手賀沼、大堀川、大津川、染井入落、金山落沿い） 基準水位観測所 押付）

・浸水想定区域

堤防決壊地点については河口より76.0km 利根川右岸（我孫子市布佐付近）を想定し、浸水想定区域を定めている。

【対象地区1】

千間橋、水道橋、曙橋、布瀬、布瀬新田、手賀、手賀新田、片山、片山新田、泉（染井入落）、泉村新田、鷺野谷、鷺野谷新田

種 類	内 容	基準（押付観測所）
避難準備・高齢者等避難開始 （警戒レベル3）	<ul style="list-style-type: none"> ■ 要配慮者の避難の開始 ■ 避難勧告（警戒レベル4）・避難指示（緊急）（警戒レベル4）が発令されたときに、いつでも避難できるような体制をとる 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 避難判断水位（7.70m）を超過し、はん濫氾濫危険水位（7.90m）の超過が見込まれるとき ■ その他市長（本部長）が必要と認めるとき
避難勧告 （警戒レベル4）	<ul style="list-style-type: none"> ■ 危険区域の住民が避難すること 	<ul style="list-style-type: none"> ■ はん濫はん濫危険水位（7.90m）を超過したとき ■ 堤防決壊想定地点付近で漏水等堤防の決壊につながるおそれのある被災等を確認したとき ■ その他市長（本部長）が必要と認めるとき
避難指示（緊急） （警戒レベル4）	<ul style="list-style-type: none"> ■ 危険の切迫性があり緊急的に避難すること ■ すでに避難が困難となっている可能性があり、この状況になる前に避難を完了しておく。 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 堤防決壊想定地点付近で大規模な異常（堤防の亀裂、大規模漏水等）を確認したとき ■ 堤防決壊想定地点付近で堤防の決壊を確認したとき ■ その他市長（本部長）が必要と認めるとき

【対象地区2】

柳戸、泉（金山落）、金山、藤ヶ谷、若白毛、岩井、岩井新田、箕輪、箕輪新田、大井、大井新田、柏、柏下、戸張、戸張新田、北柏1～5丁目、柏堀之内新田、呼塚新田、根戸、根戸新田、松ヶ崎、松ヶ崎新田、高田、篠籠田、あけぼの3、5丁目、東柏2丁目、名戸ヶ谷、増尾、藤心、塚崎、高柳

種 類	内 容	基準（堤防決壊想定地点）
避難準備・高齢者等避難開始	<ul style="list-style-type: none"> ■ 要配慮者の避難の開始 ■ 避難勧告・指示（緊急）が発令されたときに、いつでも避難できるような体制をとる 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 堤防決壊想定地点付近で堤防の決壊を確認し、3時間後に浸水が予想されるとき ■ その他市長（本部長）が必要と認めるとき
避難勧告	<ul style="list-style-type: none"> ■ 危険区域の住民が避難すること 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 堤防決壊想定地点付近で堤防の決壊を確認し、2時間後に浸水が予想されるとき ■ その他市長（本部長）が必要と認めるとき
避難指示（緊急）	<ul style="list-style-type: none"> ■ 危険の切迫性があり緊急的に避難すること 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 堤防決壊想定地点付近で堤防の決壊を確認し、浸水が1時間後に予想されるとき ■ その他市長（本部長）が必要と認めるとき

※浸水時間については、利根川下流河川事務所の洪水浸水想定区域図はん濫シミュレーション
 (http://www.ktr.mlit.go.jp/tonege/ tonege00450.html) を参考とする

・参考にする水位観測所

県水防テレメーター（水位観測所）

河川名	局名	設置場所	水防団待機水位	はん濫注意水位	はん濫危険水位	計画高水位	備考
手賀沼	手賀沼	柏市曙橋字若鮎3	2.40m	2.60m	2.80m	3.81m	雨量観測局併設
手賀沼	北柏	柏市柏下1番地先	—	—	—	2.75m	
大堀川	昭和橋	柏市篠籠田130-4	—	—	—	2.75m	
大津川	中之橋	柏市大井2-9地先	—	—	—	3.75m	

ウ 利根運河（基準水位観測所 野田）

【対象地区】 大青田、船戸、船戸山高野、~~船戸山高野、大青田~~

種類	内容	基準（野田観測所）
避難準備・高齢者等避難開始 （警戒レベル3）	<ul style="list-style-type: none"> ■ 要配慮者の避難の開始 ■ 避難勧告（警戒レベル4）・指示（緊急）（警戒レベル4）が発令されたときに、いつでも避難できるような体制をとる 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 氾濫注意水位（6.30m）に到達し、引き続き水位の上昇が見込まれるとき ■ その他市長（本部長）が必要と認めるとき
避難勧告 （警戒レベル4）	<ul style="list-style-type: none"> ■ 危険区域の住民が避難すること 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 避難判断水位（8.280m）に到達したとき ■ 河川管理施設の異常（漏水等決壊につながるおそれのある被災等）を確認したとき ■ その他市長（本部長）が必要と認めるとき
避難指示（緊急） （警戒レベル4）	<ul style="list-style-type: none"> ■ 危険の切迫性があり緊急的に避難すること ■ すでに避難が困難となっている可能性があり、この状況になる前に避難を完了しておく。 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 避難判断水位（8.820m）を超過し、氾濫の危険が高まったとき ■ 堤防の決壊を確認したとき ■ 河川管理施設の大規模な異常（堤防の亀裂、大規模漏水等）を確認したとき ■ その他市長（本部長）が必要と認めるとき

工 手賀沼及び手賀川（基準水位観測所 曙橋）

【対象地区】手賀沼（計18地域）柏、柏中村下、戸張、戸張新田、泉、泉村新田、片山、片山新田、鷺野谷、鷺野谷新田、岩井、岩井新田、箕輪、箕輪新田、大井、大井新田、手賀の杜1丁目、染井入新田、片山、片山新田、手賀、手賀新田、布瀬、布瀬新田、曙橋、水道橋、千間橋

種 類	内 容	基準（曙橋観測所）
避難準備・高齢者等 避難開始 （警戒レベル3）	<ul style="list-style-type: none"> ■ 要配慮者の避難の開始 ■ 避難勧告（警戒レベル4）・指示（緊急）（警戒レベル4）が発令されたときに、いつでも避難できるような体制をとる 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 曙橋観測所の水位が氾濫注意水位（2.60m）に到達し、引き続き水位の上昇が見込まれるとき ■ その他市長（本部長）が必要と認めるとき
避難勧告 （警戒レベル4）	<ul style="list-style-type: none"> ■ 危険区域の住民が避難すること 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 曙橋観測所の水位が避難判断水位（3.50m）に到達したとき ■ 河川管理施設の異常（漏水等決壊につながるおそれのある被災等）を確認したとき ■ その他市長（本部長）が必要と認めるとき
避難指示（緊急） （警戒レベル4）	<ul style="list-style-type: none"> ■ 危険の切迫性があり緊急的に避難すること ■ すでに避難が困難となっている可能性があり、この状況になる前に避難を完了しておく。 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 曙橋観測所の水位が氾濫危険水位（3.75m）に到達し、氾濫の危険が高まったとき ■ 堤防の決壊を確認したとき ■ 河川管理施設の大規模な異常（堤防の亀裂、大規模漏水等）を確認したとき ■ その他市長（本部長）が必要と認めるとき

（一）2）土砂災害

災害時における避難勧告（警戒レベル4）や避難指示（緊急）（警戒レベル4）の発令は以下の基準を参考に、気象予測、土砂災害危険箇所の巡視等からの報告、土砂災害の前兆現象、避難行動の難易度（夜間や暴風の中での避難）等、必ずしも数値等で明確にできないものも含めて総合的に判断して発令する。

④ア 避難勧告等の判断基準

本市において、土砂災害発生の恐れのある土砂災害警戒区域及び急傾斜地崩壊危険箇所（以下「警戒区域等」という。）は、市職員、消防職員等による警戒区域等の巡回情報や周辺住民からの通報などの情報、気象庁や民間委託会社等の気象情報等を基に、避難勧告等の対象となる「避難区域」を判断する。

なお、避難勧告等は、以下の今後の気象予測（フロー1）や土砂災害危険箇所の巡視情報等（フロー2）からの報告及び基準の目安（フロー3）を含めて、総合的に判断して発令する。

●避難勧告等判断フロー1

分類	大雨警報が発表された後、土砂災害警戒情報による基準	積算雨量等による基準*		
		前日までに連続雨量が100mm以上あった場合	前日までの連続雨量が40mm～100mmあった場合	前日までの降雨がない0mm～40mmの場合
避難準備・高齢者等避難開始 (警戒レベル3)	大雨警報(土砂災害)の危険度分布(土砂災害警戒判定メッシュ情報)で大雨警報の土壤雨量指数基準を超過した場合	当日の日雨量が50mmを超えた時	当日の日雨量が80mmを超えた時	24時間雨量が100mmを超えた時
避難勧告 (警戒レベル4)	大雨警報(土砂災害)の危険度分布(土砂災害警戒判定メッシュ情報)の予測値で土砂災害警戒情報の判定基準を超過し、さらに降雨が継続する見込みである場合	当日の日雨量が50mmを超え、時間雨量が30mm以上の強い雨量が予想される時	当日の日雨量が80mmを超え、時間雨量が30mm以上の強い雨量が予想される時	当日の日雨量が100mmを超え、時間雨量が30mm以上の強い雨量が予想される時
避難指示 (緊急) (警戒レベル4)	近隣で土砂災害が発生又は災害発生の危険が切迫している時			

*：昭和44年消防庁通知「土砂災害警戒形態をとる場合の基準雨量例」参照

●避難勧告等判断フロー2

発生	避難指示 (緊急) (警戒レベル4)	避難勧告 (警戒レベル4)	避難準備・高齢者等避難開始 (警戒レベル3)
がけ崩れ	<input type="checkbox"/> 視覚湧水の停止 <input type="checkbox"/> 湧水の噴き出し <input type="checkbox"/> 亀裂の発生 <input type="checkbox"/> 斜面のはらみだし <input type="checkbox"/> 小石がぼろぼろ落下 <input type="checkbox"/> 地鳴り	<input type="checkbox"/> 小石がばらばら落下 <input type="checkbox"/> 新たな湧水発生 <input type="checkbox"/> 湧水の濁り	<input type="checkbox"/> 湧水量の増加 <input type="checkbox"/> 表面流発生
程度	切迫性が極めて大	切迫性が大	切迫性がやや小

※現地の確認やパトロールは、柏市職員以外にも建設関連防災ネットワークや消防団に要請するなど状況に応じて対応し、結果報告の情報を共有する。

●避難勧告等判断フロー3

分類	該当内容	発令時の役割
避難準備・ 高齢者等 避難開始 (警戒レベル3)	1～4のいずれか1つに該当する場合は、 「避難準備・高齢者等避難開始（警戒レベル3）」 を発令する目安とする。 1：大雨警報（土砂災害）が発表され、かつ、 大雨警報（土砂災害）の危険度分布（土砂災害警戒判定メッシュ情報） で大雨警報の土壌雨量指数基準を超過した場合 2：数時間後に避難経路等の事前通行規制等の基準値に達することが想定される場合 3：大雨注意報が発表され、当該注意報の中で、夜間～翌日早朝に大雨警報（土砂災害）に切り替える可能性が言及されている場合 4：強い降雨を伴う台風が夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合	【防災安全課】 ・情報発信 ・関係部署に報告 【全部署】 ・気象情報収集 【都市部・土木部・消防局】 ・現場活動 (状況に応じて)
避難勧告 (警戒レベル4)	1～4のいずれか1つに該当する場合は、 避難勧告（警戒レベル4） を発令する目安とする。 1：土砂災害警戒情報が発表された場合 2：大雨警報（土砂災害）が発表され、かつ、 大雨警報（土砂災害）の危険度分布（土砂災害警戒判定メッシュ情報） の予測値で土砂災害警戒情報の判定基準を超過し、さらに降雨が継続する見込みである場合 3：大雨警報（土砂災害）が発表されている状況で、記録的短時間大雨情報が発表された場合 4：土砂災害の前兆現象（湧き水・地下水の濁り、溪流の水量の変化等）が発見された場合	【防災安全課】 ・情報発信 ・関係部署に報告 【全部署】 ・気象情報収集 【都市部・土木部・消防局】 ・現場活動 (状況に応じて)
避難指示 (緊急) (警戒レベル4)	1～5のいずれか1つに該当する場合は、 避難指示（緊急）（警戒レベル4） を発令する目安とする。 1：土砂災害警戒情報が発表され、かつ、土砂災害警戒情報を補足する情報で土砂災害警戒情報の基準を実況で超過した場合 2：土砂災害警戒情報が発表されており、さらに記録的短時間大雨情報が発表された場合 3：土砂災害が発生した場合 4：山鳴り、流木の流出の発生が確認された場合 5：避難勧告等による立ち退き避難が十分でなく、再度、立ち退き避難を住民に促す必要がある場合	【防災安全課】 ・情報発信 ・関係部署に報告 【全部署】 ・気象情報収集 【都市部・土木部・消防局】 ・現場活動 (状況に応じて)

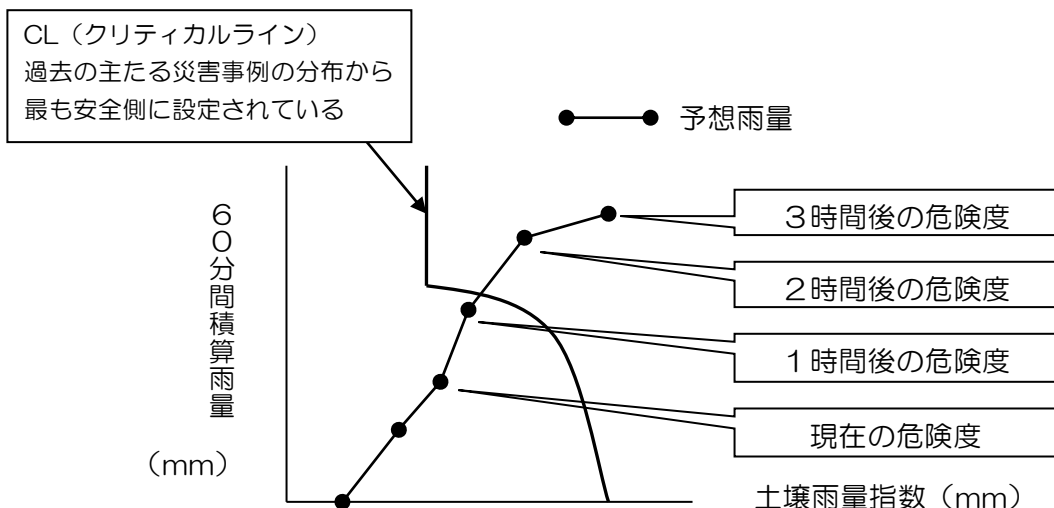
解除 条件	①土砂災害警戒情報又は各種警報が解除され、②現地調査の結果や銚子地方気象台、 、 柏土木事務所等専門的知見を有する機関の助言を参考に総合的に判断する。
----------	--

イ 発令時の状況と住民に求める行動

種 類	発令時の状況	住民に求める行動
避難準備・ 高齢者等避難開始 (警戒レベル3)	<ul style="list-style-type: none"> ■ 要配慮者等の避難行動に時間を要する者が、避難行動を開始する段階であり、人的被害の発生する可能性が高まった状況。 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 要配慮者は避難を開始（支援者は支援を開始）。 ■ 上記以外のものは避難準備を開始する。
避難勧告 (警戒レベル4)	<ul style="list-style-type: none"> ■ 通常の避難行動が出来る者が避難行動を開始しなければならない段階で人的被害の発生する可能性が明らかに高まった状況。 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 通常の避難行動が出来る者が避難行動を開始危険な区域の外の少しでも安全な場所に速やかに避難する。 ■ 公的な避難場所までの移動が危険と思われる場合は、近くの安全な場所や自宅内のより安全な場所に避難する。
避難指示（緊急） (警戒レベル4)	<ul style="list-style-type: none"> ■ 危険の切迫性があり、人的被害の発生する可能性が非常に高いと判断された状況又は人的被害が発生した状況。 	<ul style="list-style-type: none"> ■ すでに避難が困難となっているおそれがあり、この状況になる前に避難を完了しておく。 ■ 避難中の住民は確実な避難行動を完了する。 ■ 未だ避難していない住民は、直ちに避難行動に移る。

<土砂災害警戒情報の発表基準>

土砂災害警戒情報は大雨により、土砂災害発生のおそれがあるときに防災情報として、県と銚子地方气象台が共同で発表する。2時間先までの予測雨量が土砂災害発生危険基準線（CL（クリティカルライン））を超過するときや、実況でCLを超過するときに発表される。



なお、市は、国の「避難勧告等の判断・伝達マニュアル」の策定状況に基づき策定した「避難勧告等判断基準・伝達マニュアル（土砂災害）」（平成27年6月策定）の修正が必要となった場合は、その都度修正を行う。

また、平常時から、土砂災害警戒区域等に該当する町会・自治会・区等の地域団体と連携を図りながら、避難経路の確認、防災訓練の実施及び災害時の情報の伝達方法などの対策について推進するものとする。

4 避難所開設・運営

活動方針

市職員等は、避難所の開設・運営を行う。ここでの避難所開設は短期間（1～3日程度）を想定する。

なお、被害状況により、避難が長期化する場合は震災編に定めるところによる。

※避難所の開設・運営に係る職員は、担当部局職員を基本とし、状況に応じ地区災害対策本部員として指名された職員やその他の職員を配備するものとする。

(1) 避難所開設の基準

- 避難情報の発令又は警戒区域の設定を実施した場合
- 災害の状況により避難が必要な場合

※想定される避難者数から避難所開設数や開設する避難所を決定する。

(2) 避難所の開設

ア 安全確認・スペース設定

市職員等は、被害を目視確認し、状況に応じて施設の一部又は全部の使用を制限する。

イ 防災資機材の準備

- (ア) 電気・ガス、水道、電話、トイレ、インターネット環境を確認する。
- (イ) 停電している場合は、懐中電灯（乾電池）を用意し、夜間活動に備える。
- (ウ) ライフラインの被害状況に応じて、発電機、ガソリン、投光器、非常用トイレ袋を用意する。また、毛布、暖房器具（季節に応じて）、食糧、飲料水を準備する。

(3) 避難者の受け入れ

ア 避難者の誘導

市職員等は、安全が確認された体育館や会議室等の広いスペースに避難者を誘導する。

イ 負傷者対応

負傷者が出た場合は119番通報を行う。

ウ 幅広いニーズへの配慮

要配慮者を優先し、温かい所やトイレに近い所、和室等を割り当てる。
駅前等、不特定多数の避難者がいる場合やスペースが飽和状態の場合は、男女別とする。

エ 車での避難者への対応

財産保護の観点から自家用車で避難所に移動する事態に備え、駐車スペースの確保に努める。

オ 避難者への情報提供

必要に応じ、掲示板や放送設備等を利用し、災害状況、交通状況等の最新情報を提供する。この場合、障害者にも正しく情報を提供する。

(4) 避難者の把握

避難者の安否確認や食糧・物資配給に対応するため、世帯ごとに「避難者名簿カード」を配布し、取りまとめる。

※ 避難者名簿カード・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・【資料編 8-4】

(5) 避難所の運営

ア 避難所状況の報告

避難所から本部への報告は、原則として派遣された市職員が行う。ただし、職員が対応できない場合は、学校職員等、施設管理者側に協力を求める。

イ 被災者ニーズ対応

必要に応じ、避難者へ毛布や水等の物資を配布する。

ウ ペット避難

- ・ペット避難については同行避難を原則とするが、災害種別、施設規模に応じて判断する。
- ・避難所での衛生対策及びペットが苦手な避難者への配慮として、避難所屋内へのペットの持ち込みは原則禁止とするが、状況に応じて、避難所敷地内における飼育スペースを確保する。
- ・避難時のペットの保護及び飼養は原則としてペットの管理者が行う。
- ・所有者・管理者が分かるよう、鑑札・マイクロチップを装着するものとする。
- ・盲導犬等の介助犬については、介助者と同居できる専用スペースを確保し、周囲の避難者に理解と協力を求める。

(6) 避難所の閉鎖

避難情報等を解除した場合は、避難所を閉鎖する。

(7) 自主避難所

ア 定義

自主避難所とは、台風の接近や長時間降り続く雨で、洪水や土砂災害などの災害が発生する恐れがあるとき、自治体が事前に避難を希望する人を対象に一時的に開設する避難所を指す。

主に市内近隣センターを当該避難所として開設する。

イ 開設の目安

- 気象庁の台風情報で、台風の暴風域^{※1} が 24 時間以内に市町村にかかると予想されている、又は、台風が 24 時間以内に市町村に接近することが見込まれるとき
- 強風注意報^{※2} が発表され、当該注意報の中で警報に切り替える可能性が高い旨に言及されているとき

※1「暴風域」＝風速 25m/s（気象庁の台風情報）

※2「強風注意報」＝風速 13m/s（銚子地方气象台が発表）

4.5 要配慮者利用施設の避難体制の確保

(1) Ⅰ 洪水

国及び県により、河川が氾濫した場合等に浸水が想定される区域を「洪水浸水想定区域」として指定している。

浸水想定区域内にある要配慮者利用施設（社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設）については、利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図る必要があることから、水防法の規定に基づき、要配慮者利用施設の所有者又は管理者に対し、「避難確保計画」の作成及び訓練の実施等を働きかける。

また、千葉県と連携し、避難確保計画の作成を支援するとともに、報告を受けた計画を点検し、必要に応じて指導する。

(2) Ⅱ 土砂災害

土砂災害警戒区域内にある要配慮者利用施設（社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設）について、土砂災害に関する情報等の伝達方法を確保するとともに、急傾斜地の崩壊等が発生するおそれがある場合において、利用者の円滑かつ迅速な避難の確保を図る必要があることから、土砂災害防止法の規定に基づき、要配慮者利用施設の所有者又は管理者に対し、「避難確保計画」の作成及び訓練の実施等を働きかける。

また、千葉県と連携し、避難確保計画の作成を支援するとともに、報告を受けた計画を点検し、必要に応じて指導する。

【避難確保計画記載事項】

	記載事項
①	要配慮者利用施設における洪水時等の防災体制に関する事項
②	要配慮者利用施設の利用者の洪水時等の避難の誘導に関する事項
③	要配慮者利用施設における洪水時等の避難の確保を図るための施設の整備に関する事項
④	要配慮者利用施設における洪水時等を想定した防災教育及び訓練の実施に関する事項
⑤	自衛水防組織の業務に関する事項

市は、浸水想定区域内にある要配慮者利用施設について、次の方法等により洪水予報等の伝達方法を確保する。

- ① ~~☑~~ 電話連絡 ② ~~☑~~ F A X ③ ~~☑~~ インターネットメール（メーリングリスト）

6 避難所の閉鎖条件

市（総務部）は、避難情報が発令している場合においても、以下の全ての条件に該当する避難所については、閉鎖することができる。

- (1) 土砂災害警戒情報及び気象警報が全て解除されたとき
- (2) 開設している避難所に避難者が避難していないとき
- (3) 当該避難所の周辺において避難を必要とする災害が発生していないとき

第7 帰宅困難者支援

項目	担当部局	関係機関
1 市内帰宅困難者対応	総務部、企画部、地域づくり推進部、経済産業部、生涯学習部、学校教育部	柏警察署、公共交通機関、大規模集客施設、柏駅周辺帰宅困難者対策ネットワーク
2 広域帰宅困難者対応	総務部	災害時帰宅支援ステーション（ガソリンスタンド、コンビニエンスストア、ファミリーレストラン等）

基本方針

- 事前に交通機関の一時停止等が予想される場合には、むやみに移動を行わない。

1 市内帰宅困難者対応

帰宅困難者が発生した場合の対応は「震災編第3章（応急対策計画）－第2節（被害を最小限にいとめる）－第7（帰宅困難者支援）」に定めるところによるが、以下の対応を行う。

(1) 呼びかけ・情報提供

交通機関の計画運休等や気象予報の状況によりあらかじめ帰宅困難者の発生が予想される場合には、自宅や職場、学校等からむやみに移動を開始しないよう呼びかけを行う。

(2) 帰宅困難者の安全確保

力 一時滞在施設の閉鎖

風水害に際し、開設した帰宅困難者一時滞在施設は、近隣の指定避難所が開設された場合、帰宅困難者を近隣の避難所に誘導し、一時滞在施設を閉鎖する。ただし、指定避難所に移動する際に荒天等で安全確保が困難な場合は、安全確保ができるまで閉鎖しない。

第12 水防

項目	担当部局	関係機関
1 水防活動	総務部、土木部、消防局	防災関係機関
2 洪水予報の伝達	総務部、保健福祉部、都市部、土木部、消防局	

基本方針

- 配備体制を整えるため、最新の気象情報を把握する。
- 専門機関から気象予測を入手し、危害の最小化に努める。

1 水防活動

活動方針

(1) 水防配備体制及び活動内容

水防配備体制は、水防法に基づき策定している「柏市水防計画」に基づき、実施する。以下、その概要を記す。

(2) 水防本部体制

水防管理者（市長）は、水防法第16条による水防警報の通知等を受けたとき又は、その他水防活動の必要があると認めるときは、直ちに市庁舎内に柏市水防本部を設置する。

水防本部の組織系統、事務分掌及び市水防本部を中心とした水防活動体制図は、次に示すとおりであるが、市災害対策本部が設置されたときは、市水防本部の事務は災害対策本部が処理することとする。



配備体制別水防本部要員動員計画表

配備人員配備区分	本部長	副本部長	指揮監	副指揮監	総務班	広報班	土木班	消防班	田中鎌符地 農業対策班	応援班	摘要
水防準備体制					2	—	—	2	—	—	
水防注意体制			1	2 (総務部長 消防局長)	3	—	7	11	—	—	
水防警戒体制	1	1	1	5	4	2	30	63 消防団は別に定める	2	—	

※ 災害対策本部を設置したときは、水防本部は災害対策本部に統合される。

2 洪水予報の伝達

活動方針

(1) 気象情報・洪水予報の収集・伝達

市（総務部、土木部、消防局）は、国土交通省関東地方整備局、気象庁銚子地方気象台が行なう洪水予報、国土交通省が行なう水防警報をもとに、水位の監視、警戒活動を実施する。

(2) 浸水想定区域内の特に防災上配慮を要する者が利用する施設への情報伝達

市は浸水想定区域内における主として高齢者、障害者、乳幼児その他の特に防災上配慮を要する者が利用する施設（以下「要配慮者施設」という。）を把握し、施設管理者が洪水時に適切な対応ができるよう、洪水予報等の的確かつ迅速な伝達に努める。

また、施設管理者側も雨量、河川水位等の防災情報をテレビ、ラジオ、インターネット等を用いて自らも得るものとする。

※ 浸水想定区域内にある要配慮者利用施設……………【資料編 7-2】

(3) 注意を要する箇所

市内の河川その他のうち、特に注意を必要とする区域及び場所は、資料編の重要水防箇所に示すとおりである。

※ 直轄河川重要水防箇所一覧……………【資料編 13-6】

第13 雪害対応

担当部局	関係機関
総務部、企画部、地域づくり推進部、経済産業部、生涯学習部、学校教育部、土木部、消防局	国、県、柏警察署、柏市建設関連防災ネットワーク

基本方針

- 配備体制を整えるため、最新の気象情報を把握する。
- 専門機関から気象予測を入手し、危害の最小化に努める。
- 鉄道利用者・駅前滞留者に対し、駅前等で最新の災害情報・鉄道情報を適宜発信する。
- 帰宅困難者が発生する恐れがある場合、必要に応じて駅周辺の避難所を開設する。

活動方針

(1) 除雪作業

ア 状況に応じ、関係業者の協力を得て人力と機械力による共同作業を行う。

なお、融雪時の夜間凍結によるスリップ防止については、関係機関と連携し、必要に応じて通行制限の実施等の措置や砂又は散布剤等の散布を迅速に行うため、諸資機材の準備など道路管理体制の充実・強化に努めるものとする。

イ 市長は、主要幹線道路を確保するため緊急に除雪作業を行うときは、地域住民、各種団体に対し協力を要請するものとする。

(2) 除雪対策の協議

柏市の主要幹線道路中、交通量の多いのは国土交通省所管の国道6号及び国道16号、県所管の松戸柏線等の一般県道、及び幹線市道であるが、除雪が必要な場合には、市土木部長は次表の機関と密接に連絡協議し、相互に協力を行うものとする。

【交通量による除雪目標と内容の一般基準】

区分	標準交通量	除雪目標	実施内容
第一種	1,000台/日以上 ※一般国道が相当	2車線以上の幅員確保を原則とし、異常な降雪以外は常時交通を確保する。 全幅員除雪は早期に実施する。	夏季とほぼ同じ路面状態を保つように、常時路面の維持作業を行う。特に指定された区間については、雪の運搬排除を行う。
第二種	500台/日以上 ※主要地方道等の幹線が相当	2車線幅員の確保を原則とするが状況によっては、1車線幅員で待避所を設ける。バスの停留所などは拡幅する。 全幅員除雪は極力早期に実施する。	2車線の最小幅を確保し、路面の維持作業は必要限度に止める。特別の場合1車線交通になることがある。 夜間除雪は原則として行わない。
第三種	500台/日未満 ※一般県道等の地方的幹線が相当	1車線幅員で必要な待避所を設けることを原則とする。	各種車両の交通可能をもって限度とする。特別の場合短時間又は単区間交通不能になってもやむを得ない。

除雪路線	国道、県道、市道が除雪の対象となる。市道については、路線の性格、地域及び気象条件、交通量等の条件を考慮して、第一種～第三種の別の区分を決定するものとする。
歩道部・歩道橋	歩道は、通学路を優先とし、除雪に努めるものとする。なお、除雪対象の積雪量は定めないが、歩行者に危険のないよう、処置するものとする。歩道橋については特に留意し、積雪のあった時には除雪に努める。

(3) 帰宅困難者支援

「震災編第3章（応急対策計画）－第2節（被害を最小限にいとめる）－第7（帰宅困難者支援）」に定めるところによるが、交通機関の計画運休等や気象予報の状況により事前に帰宅困難者の発生が予想される場合には、自宅や職場、学校等からむやみに移動を開始しないよう呼びかけを行う。

第5節 被災者生活を支援する

第1 保健・環境衛生

項目		担当部局	関係機関
1	※震災編の定めに準じる		
2	同上		
3	廃棄物処理対策	環境部	柏市一般廃棄物処理業協業組合、柏市再生資源事業協業組合、協定締結市

3 廃棄物処理

(2) 収集・処理

キ 風水害による災害廃棄物の留意点

水害による災害廃棄物は、水分を多く含み腐敗しやすく、悪臭・汚水を発生することから、環境部は、早急に被災家屋等から搬出する。

また、竜巻等の風害では、災害廃棄物が散乱するという特徴があり、その中には危険物・有害物等が混入しているおそれがある。環境部はこのことに留意し、収集運搬、分別、保管、処分を行う。